

## 売却不動産説明書

売払申請書を提出し受理された方、先着順で1名に限り資格審査後、購入できる物件です。

令和7年4月25日  
国立大学法人 旭川医科大学

## 購入手続きのながれ

### 1. 売払申請書の提出

- ・売払申請書と合わせて「住民票」（法人の場合は当該法人の登記事項全部証明書）、「印鑑登録証明書」、「身分証明書」（個人の場合のみ）を提出してください。
- ・売払申請書に不備がある場合は、受理したとみなしません。
- ・先着の方1名に限り売払申請者とし「売払申請書」を受け付けます。複数名から同日付で受付された場合は、くじによる抽選をもって売払申請者を決定します。抽選となった場合には、改めて抽選日時等の詳細をご連絡いたします。

### 2. 資格審査

- ・適正な申請書を受理した先着1名を売払申請者として資格の審査を行います。
- ・売払申請者の資格審査に10～15日程度の期間を要します。

### 3. 売却の決定

- ・本学資格審査の結果、売却相手方として決定した売却申請者に売却相手方に決定した旨を書面にて通知します。

### 4. 契約保証金の納付 売買契約の締結

- ・契約金額の10%以上の契約保証金を納付してください。
- ・契約保証金の納付は、売却相手方に決定した日から7日（土・日祝を含む）以内とします。
- ・契約保証金の納付を確認した上で、契約を締結します。

### 5. 売買代金の支払い

- ・本学が発行する請求書により、発効後20日以内且つ所有権の移転、物件の引き渡しの2日前までに売買代金を一括納付してください。
- ・契約保証金は売買代金に充当しますので売却契約金額との差額を納付してください。

### 6. 所有権の移転 物件の引渡し

- ・所有権移転日は、売買代金が全額納入されたことを確認した時とします。
- ・登記手続は所有権が移転した後、売却相手方において媒介業務受託者を含む売主側が指定する司法書士に委任していただくことを条件とします。尚、土地・建物について所有権移転登記が必要となり、登記費用については売却相手方となりますので予めご了承ください。

## 1 売却不動産概要

### (1) 土地および建物

#### 【土地】

所 在	地番	地目	地 積
旭川市緑が丘2条3丁目	3番	宅地	15,939.00 m <sup>2</sup>

#### 【建物】

所 在	建 物 名	構造・階	延べ面積
旭川市緑が丘2条3丁目3番	職員宿舎A棟	R5	1,595.15 m <sup>2</sup>
	職員宿舎B棟	R5	1,779.2 m <sup>2</sup>
	職員宿舎C棟	R5	2,392.7 m <sup>2</sup>
	職員宿舎D棟	R5	1,186.15 m <sup>2</sup>
	職員宿舎E棟	R5	2,085.95 m <sup>2</sup>

### (2) 売却価格 5,038,000円（消費税含む）

うち消費税および地方消費税の合計金額0円

土地価格5,038,000円（非課税）

建物価格 0円（うち、消費税額及び地方消費税額0円）とする。

※不動産鑑定結果に基づく建物価格割合は「0%」のため。

## 2 申込みにあたっての注意事項

- (1) 本物件は公簿面積による売買とします。実測面積と公簿面積とが相違する場合でも、本学は、実測精算や地積更正登記の積は負いませんので、予めご了承ください。
- (2) 引き渡しから概ね24ヶ月経過する日までに、自己の責任と費用負担において、本建物の取り壊し工事を完了させること、又は本建物を健全な状態で利活用するための改修工事を完了させることが条件となりますので、予めご了承ください。
- (3) 本学は本物件と隣地との境界点ならびに境界線について、売却相手方に対し明示を行わないことを売却相手方に申し入れ、売却相手方はこれを了承するものとします。  
なお、隣地との越境・被越境物が存在する場合でも、本学は改めて隣地との立会、解消、覚書の締結等はいたしませんので、予めご了承ください。
- (4) 本物件について種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます。引き渡し日時点の土壌汚染対策法その他関係行政庁の定める基準を超える土壌汚染及び産業廃棄物等地中障害物等を含みます。）があった場合でも、一切の契約不適合責任を負わないこと、売却相手方は本契約の無効を主張し、又は損害賠償の請求その他目的物が契約の内容に適合しないものである場合に民法が認める権利の行使をすることができないこと、本契約に関し、商法第526条は適用しないこと及び建物の状況調査等は(10)に記載している石綿含有分析調査以外は行っていないことを予め了承のうえ、売払申請するものとします。
- (5) 接面道路上の電柱・街路樹等の移設などの手続および費用は、売却相手方の負担となります。詳細は関係事業者、関係行政機関にご確認ください。
- (6) 建物を建築する場合には、建築基準法・自然公園法等による法的な規制や遵守していただく事項があります。建物の設計を行う前に、あらかじめ建築可能な規模や周辺の施設計画等を調査していただく必要があります。
- (7) 売払物件の測量、地下埋設物調査、地盤調査および土壌調査は行っていません。
- (8) 売払物件は、土地上の工作物（外灯、圍障など）、樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状のまま引き渡すこととなります。
- (9) 越境物の処理については、国立大学法人旭川医科大学（以下、「本学」という。）は関与しませんので、相隣関係者間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (10) 本建物には物件調書に記載しているとおり、本学で行った石綿含有分析調査によりアスベストを使用している建材があること、及び外壁の下地調整材にアスベストが検出されています。

調査については当時の設計図書等を基にアスベスト使用箇所を想定して行っていますが、引き渡し後に調査実施以外の箇所においてアスベストの使用を発見した場合であっても、売却相手方が所定の法令に従い適切に処理することとし、本学は一切関与しませんのでご了承ください。

- (11) 売払物件の説明事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙しているものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込みにあたっては、必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。
- (12) 売買契約締結後に、売払物件に数量の不足またはその他隠れた瑕疵のあることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、売払物件の引渡しの日から2年間に限り売買代金の減額または補修工事のみの責を負うものとします。
- (13) 複数人による共同購入はできませんので予めご了承ください。本学からの所有権移転先は、売却相手方のみとさせていただきます。（契約者の地位の譲渡及び中間省略登記はできません。）

### 3 売払申請資格

次の各号のいずれかに該当する方は、売払申請をすることができません。（(3)から(8)までのいずれかに該当する方は、その事実があった後2年間とします。）

- (1) 売払申請者が旭川医科大学契約細則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者
- (2) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、排除要請があり、当該状態が継続している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員
- (7) 売却不動産の鑑定評価実施者、売却不動産の売却支援業務委託者、又は本学が所有する不動産に関する事務に従事する者
- (8) 破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動若しくはせん動を行った団体又はその構成員となっている者
- (9) その他、本学が不相当と認めた者

### 4 売払申請書の提出

売払申請書を提出しようとする方は、売払申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、実印（印鑑登録をしている印鑑）で押印のうえ、所定の書類を添えて受付期間内に提出場所に持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間内必着。）してください。郵送の場合、受付窓口に書類が到達した日が受付日となります。

- (1) 提出場所  
〒078—8510 北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号  
国立大学法人旭川医科大学事務局 施設課 施設企画係  
電話0166—68—2173（直通）
- (2) 受付期間  
令和7年5月7日（水）から令和7年8月12日（火）まで  
（土曜・日曜・祝日を除く）
- (3) 窓口での受付時間  
午前9時から午後5時まで
- (4) 添付書類  
売払申請書には、次の書類を添付してください。①②の書類は申込時点において3ヶ月以内

に発行されたものに限ります。

ア 個人の場合

- ①住民票
- ②印鑑登録証明書
- ③身分証明書

イ 法人の場合

- ①登記事項全部証明書（履歴または現在事項のいずれか）
- ②印鑑証明書

(6) 審査結果の通知

書面により決定をお知らせします。

(7) 売却相手方には、石綿含有分析報告書（抜粋）、建築図面及び令和7年度における課税明細を配付します。

(8) 売払申請書が複数名から同日付で受付した場合は、くじによる抽選をもって売払申請者を決定します。くじを行う場合、申請書提出の翌日（翌日が土・日祝の場合は翌営業日）、午後12時以降に連絡します。その際に、くじ引き参加の可否についてお尋ねします。くじは、本学が指定する日時に申請受付窓口において実施します。売却相手方とならなかった場合、売払申請書等は返却します。

※くじは売払申請書提出の翌々日（翌々日が土・日祝の場合は翌営業日）に受付窓口において実施します。代理人（委任状有）の方がくじを引くこともできます。

なお、申請者または代理人によるくじ引きができない場合は、本学の指定した者がくじを引きます。

5 現地確認

物件の確認を希望する方は、受付期間内に(1)に記載のメールアドレスまで電子メールでお申込みください。日時調整を行い後日、現地確認日時をご連絡します。

(1) 申込先

国立大学法人旭川医科大学事務局 施設課 施設企画係

電話0166-68-2173（直通）

メール sis-keiyaku@jimu.asahikawa-med.ac.jp

(2) 場所（現地）

旭川市緑が丘2条3丁目3番1 駐車スペースあり（別紙3案内図 参照）

(3) 現地での質疑応答は行わず、後日メール等にて回答します。

6 売却相手方の失効

売却相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、売却相手方の効力を失います。

- (1) 正当な理由がなく、売却相手方に決定した日から14日以内に契約を締結しないとき。
- (2) 不正の売払申請をなし、またはなさしめたと認められるとき。
- (3) 資格に欠除を生じ、または欠除のあることを発見したとき。
- (4) 契約締結前に死亡したとき。

7 媒介契約締結、重要事項説明

売却相手方決定後、売却相手方に対し媒介業務受託者と媒介契約の締結及び契約締結前に媒介業務受託者から重要事項説明を行います。（売却相手方が宅地建物取引業者である場合は重要事項を記載した書面を交付します）

媒介業務受託者

取引態様 媒介

株式会社ホームスター

北海道知事上川(3)1146号  
(公社)北海道宅地建物取引業協会旭川支部会員  
(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員  
〒078-8234  
北海道旭川市豊岡4条10丁目7番21号  
電話 0166-76-7605

売却相手方は媒介業務委託者と媒介契約を締結します。売却価格に応じた法廷媒介報酬(国土交通省告示)が発生します。

#### 8 契約の締結

売却相手方は、売却決定日から7日以内に契約保証金を納付のうえ、売買契約を締結しなければなりません。なお、契約書に貼付する印紙は、売却相手方の負担となります。

#### 9 売買代金の支払方法

売買代金は、売買契約の締結後、本学が発行する請求書により発行後20日以内(所有権移転日の2日前まで)に売却契約金額の差額を一括納付していただきます。

#### 10 契約保証金

- (1) 売却決定後7日以内に、契約金額の100分の10(円未満切り上げ)以上の契約保証金を本学が指定する銀行口座へ振込みにより納付し、契約保証金納付書(別紙様式2)に振込みを証する書類を添付して本学に提出すること。なお、振込手数料は売却相手方者の負担とする。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当します。
- (3) 契約を解除したときは、契約保証金は本学に帰属するものとします。

##### 【契約保証金振込口座】

金融機関名：旭川信用金庫(1020)  
支店名：緑が丘支店(026)  
預金種別：普通預金  
口座番号：0384812  
口座名義：国立大学法人旭川医科大学  
口座名義加：ダイアサヒカワカダカク

#### 11 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合は、本学は契約を解除できるものとします。

- (1) 契約の締結または履行に不正の行為があったとき
- (2) 正当な理由がなく本学関係職員の指揮監督に従わなかったとき
- (3) 国立大学法人旭川医科大学会計規程、契約細則および契約事項に違反したとき
- (4) その他契約に定める義務を履行しないとき

#### 12 所有権の移転および売払物件の引渡し

売却不動産の所有権は、売却相手方が売買代金を完納したことを確認した後に移転します。また、売払物件の引渡し日は、売却相手方と協議の上引き渡します。なお、媒介業務受託者は7に記載する者としてします。

#### 13 所有権移転登記

所有権移転登記は、売払物件の所有権が移転した後、媒介業務受託者を含む売主側が指定する司法書士に委任していただきます。費用は、売却相手方の負担となります。

**【添付書類】**

- 別紙様式 1 売払申請書
- 別紙様式 2 契約保証金納付書
- 別紙 1 不動産売買契約書（案）
- 別紙 2 物件調書
- 別紙 3 案内図

次に掲げる基準類は、旭川医科大学ホームページより入手することができます。

<https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shisetsu/nyusatujoyouhou.htm>

- ・旭川医科学大会計規程
- ・旭川医科大学契約細則

売払申請書

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学 御中

申込者	住所(所在地)
	氏名 (法人名および代表者名) <span style="float: right;">⑩</span>
	担当者電話番号

令和7年4月25日付けで公表のありました旭川医科大学職員宿舎A棟等売却について、売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

なお、私は、売却不動産説明書3の売払申請資格を有し、並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

また、契約締結後に契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、物件調書の公表に同意します。

あわせて、別紙に記載する暴力団排除に関する誓約事項を確認し、以下のとおり誓約します。

○添付書類

- (1) 住民票（法人の場合は当該法人の登記事項全部証明書）
  - (2) 印鑑登録証明書
  - (3) 身分証明書（個人の場合のみ）
- ※(1)(2)は3ヶ月以内に発行されたもの

(別紙をご確認いただき、✓を付してください)

別紙 暴力団排除に関する誓約事項を確認し、記載のとおり誓約します。

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、売払申請書の提出をもって誓約いたします。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

## 契約保証金納付書

令和 年 月 日

金 \_\_\_\_\_ 円

旭川医科大学職員宿舎A棟等売却の売買契約の契約金として、上記金員を納付します。  
この契約金は、契約上の義務履行しないときは、貴学に帰属するものであることを了承しました。

国立大学法人旭川医科大学 御中

売却相手方

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名（又は法人名

及び代表者名） \_\_\_\_\_

⑩

## 不動産売買契約書（案）

売出人 国立大学法人旭川医科大学 学長 西川 祐 司（以下「甲」という。）と買受人  
〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により不動産売買契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （売買物件）

第2条 甲は、別表に掲げる不動産を乙に売り渡し、乙は売却不動産説明書に記載される事項を遵守しこれを買受ける。

### （売買代金）

第3条 売買代金は、金 5,038,000 円

[	うち消費税および地方消費税の合計額金 0 円とする。	]
	なお、土地価格 5,038,000 円（非課税）	
	建物価格 0 円（うち、消費税額及び地方消費税額 0 円）	

### （契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金 503,800 円以上を甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金には利息を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

### （売買代金の納入）

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する請求書により、発効後 20 日以内且つ所有権の移転 2 日前までに納入しなければならない。

### （延滞違約金）

第6条 乙は、売買代金を期限までに納入しなかったときは、期限の翌日から納入の日まで売買代金に対し年 3 パーセントの延滞違約金を納入しなければならない。

### （所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したことを甲が確認した後に乙に移転する。

### （売買物件の引渡し）

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したと同時に、売買物件を引渡すものとする。

### （所有権の移転登記）

第9条 所有権移転に伴う登記手続きは、乙が行うものとし、甲は、登記に必要な書類を乙に提出するものとする。

### （危険負担）

第10条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しのおきまでにおいて、当該物件が甲の責に帰さない事由により滅失またはき損した場合は、甲に対し売買代金の減免を請求することができ

ない。

(契約不適合責任)

第 11 条 乙は、売買物件について現状有姿のまま甲が売払うことを承諾し、このことをもって契約の解除をすることはできない。

2 乙は、本契約締結後、売買物件に引渡された本物件が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるときでも、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求または本契約の解除をすることができない。

3 前項の規定にかかわらず、本契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の適用を受ける場合にあっては、甲は、売買物件の引渡しの日から 2 年間、売買代金の減額または補修工事のみの責を負うものとする。

(利活用開始の期限)

第 12 条 引き渡しから概ね 24 ヶ月経過する日までに、自己の責任と費用負担において、本建物の取り壊し工事を完了させること、又は本建物を健全な状態で利活用するための改修工事を完了させることを条件とする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第 13 条 乙は、本契約の締結の日から 10 年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

2 乙は、本契約締結の日から 10 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第 14 条 甲は、前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なく、前項に定める実地調査を拒み、妨げまたは忌避してはならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第 16 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(契約の費用)

第 17 条 本契約の締結および履行等に関して必要な一切の費用は、乙が負担する。

(疑義の決定)

第 18 条 この契約条項以外について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 この契約に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する旭川地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(特約事項)

土地・建物対象面積は公簿取引とする。また甲にて実測、境界の明示、立ち合い等を行わない。仮に越境等があっても乙にて解決するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

売出人(甲) 北海道旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1 番 1 号  
国立大学法人旭川医科大学  
学 長 西 川 祐 司

買受人(乙)

媒 介 北海道知事上川(3)1 1 4 6 号  
北海道旭川市豊岡 4 条 1 0 丁目 7 番 2 1 号  
株式会社ホームスター  
代表取締役 植 西 晃 典

## 別表

土地	所在・地番 地目 面積	旭川市緑が丘2条3丁目3番 宅地 15,939.00 m <sup>2</sup>
建物1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市緑が丘2条3丁目3番 職員宿舎A棟 共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 1,595.15 m <sup>2</sup>
建物2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市緑が丘2条3丁目3番 職員宿舎B棟 共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 1,779.2 m <sup>2</sup>
建物3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市緑が丘2条3丁目3番 職員宿舎C棟 共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 2,392.7 m <sup>2</sup>
建物4	所在 家屋番号	旭川市緑が丘2条3丁目3番 職員宿舎D棟

	種 類	共同住宅
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
	床面積	1,186.15 m <sup>2</sup>
建物 5	所 在	旭川市緑が丘 2 条 3 丁目 3 番
	家屋番号	職員宿舎 E 棟
	種 類	共同住宅
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
	床面積	2,085.95 m <sup>2</sup>

## 物 件 調 書 (職員宿舎 A、B、C、D、E 棟)

土地の表示		所在地番	旭川市緑が丘 2 条 3 丁目 3 番
		地 目	宅地
		地 積	15,939.00㎡
建物の表示	1	家屋番号	職員宿舎 A 棟
		種 類	共同住宅
		構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
		床 面 積	1,595.15㎡
		建築時期	昭和 4 8 年
建物の表示	2	家屋番号	職員宿舎 B 棟
		種 類	共同住宅
		構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
		床 面 積	1,779.2㎡
		建築時期	昭和 4 8 年
建物の表示	3	家屋番号	職員宿舎 C 棟
		種 類	共同住宅
		構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
		床 面 積	2,392.7㎡
		建築時期	昭和 4 9 年
建物の表示	4	家屋番号	職員宿舎 D 棟
		種 類	共同住宅
		構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
		床 面 積	1,186.15㎡
		建築時期	昭和 4 9 年
建物の表示	5	家屋番号	職員宿舎 E 棟
		種 類	共同住宅
		構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
		床 面 積	2,085.95㎡
		建築時期	昭和 5 0 年
法令に基づく 制 限	都市計画	市街化区域	
	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域	
	建ぺい率/容積率	60%/200%	
	その他の制限	旭川市立地適正化計画の居住誘導区域、建築基準法第 22 条の指定区域、景観法に基づく北海道景観条例	

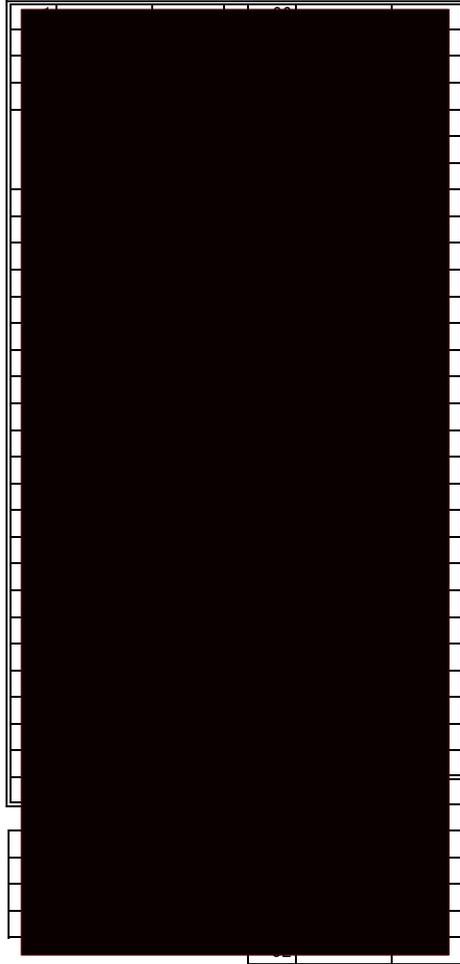
物件調書（職員宿舎A、B、C、D、E棟）

<p>接道状況</p>		<p>北東側：市道「緑が丘15号」幅員14m 南西側：市道「緑が丘19号」幅員8m 有効幅員3.5m 車両通行不可 北西側：市道「緑が丘通1号」幅員27m 南東側：市道「緑が丘65号」幅員8m 有効幅員3.5m 車両通行不可</p>
<p>交通機関</p>		<p>JR「旭川駅」まで約4.4km、最寄りバス停「緑が丘2条3丁目」まで約50m</p>
<p>供給処理 設備</p>	<p>種別</p>	<p>配管等の現況</p>
	<p>上水道</p>	<p>あり</p>
	<p>下水道</p>	<p>あり</p>
	<p>電気</p>	<p>あり</p>
	<p>都市ガス</p>	<p>あり</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>・職員宿舎A棟 各階4戸、計20戸 （うち、令和5年度内退去4室。他は空室から複数年経過し清掃等の維持管理は行っていない） ・職員宿舎B棟 各階5戸、計25戸 及び 国際交流センター8室 （うち、令和5年度内退去は国際交流センター3室のみ。他は空室から複数年経過し清掃等の維持管理は行っていない） ・職員宿舎C棟 各階6戸、計30戸 （うち、令和5年度内退去は2室のみ。他は空室から複数年経過し清掃等の維持管理は行っていない） ・職員宿舎D棟 各階4戸、計20戸 （全戸空室から複数年経過し清掃等の維持管理は行っていない） ・鉄筋コンクリート造平屋建給水ポンプ室1棟21.35㎡地下に受水槽あり（未登記）、木造平屋建物置4棟計82.79㎡（未登記）、照明灯2本あり。 ・当該物件は、平成16年度に文部科学省から本学に移管されたものです。 ・土地の定着物は樹木なども含め、全て売払いの対象となります。 ・令和4年3月23日石綿含有分析調査を実施。分析結果報告書よりアスベスト使用建材あり。居室の天井リシンにクリソタイル、階段室の壁リシン下地調整材にクリソタイル、PH配管エルボにアモサイト、屋上の立上アスファルト防水材にトレモライト／アクチノライトが検出されます（分析調査対象棟はA棟であるがB～E棟も同様の結果として扱う）。 ・本物件の地下埋設物調査は行っていません。 ・本物件の土壌汚染調査は行っていません。</p>	

※物件調書は、**売払申請者**が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず**売払申請者**ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

# 職員宿舎 駐車場

第一駐車場 緑が丘2条3丁目3番1



B 棟

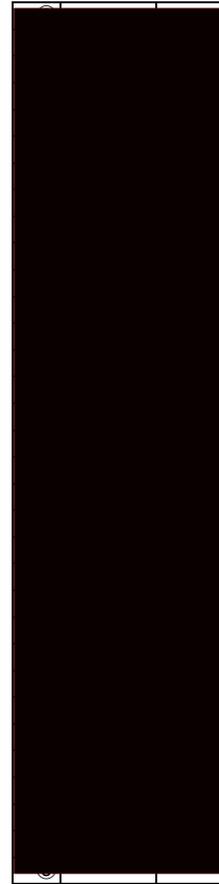
現地確認時駐車場所

67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79

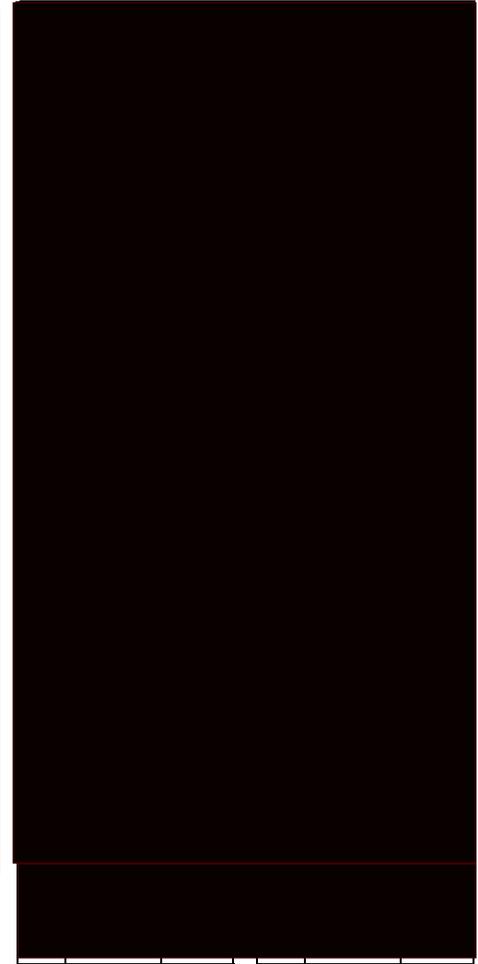
A 棟

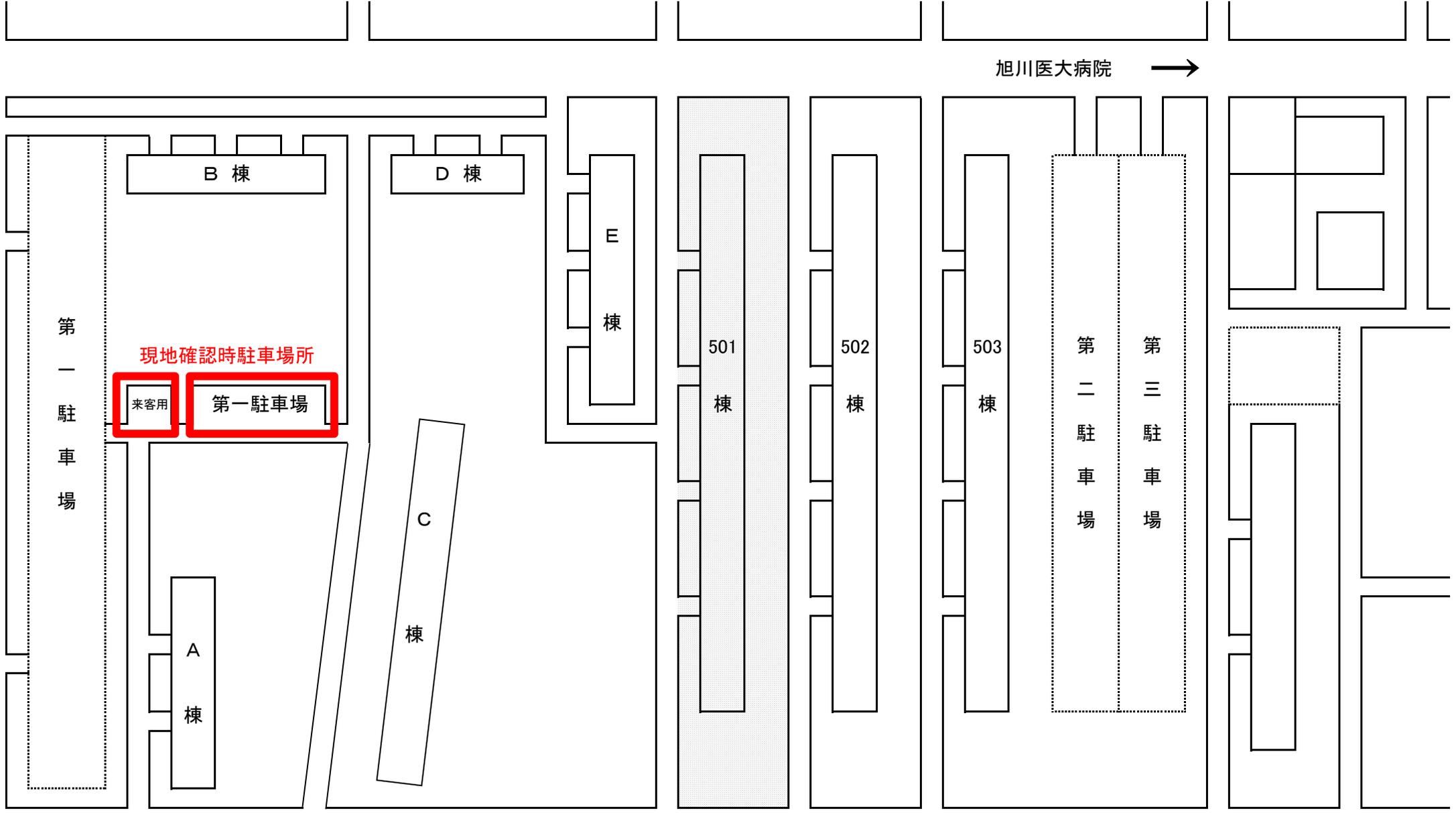
C 棟

第二駐車場



第三駐車場 緑が丘2条4丁目4番1





旭川医大病院 →

現地確認時駐車場所

客用 第一駐車場

← 旭川市緑が丘2条3丁目3番 → ← 旭川市緑が丘2条4丁目4番 → ← 旭川市緑が丘2条4丁目8番